

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
出会い応援事業	あきた結婚支援センターへの入会登録料を助成	入会登録料 1万円(全額助成)	個人
出会い創出事業補助金	出会いイベントを開催する団体や個人(結婚サポーター)に対し、事業に必要な経費(会場費、広告宣伝費、司会者費用、消耗品費等)を助成 ※参加者のうち、独身者が10人以上であり、市内居住者が1/4以上であることが条件	補助率:10/10(上限10万円)	個人(結婚サポーター)・団体
結婚新生活支援事業補助金	婚姻に伴う住宅購入、賃貸、リフォーム、引っ越しなどにかかる費用を助成 ※申請時点で夫婦ともに市内に住居している ※婚姻時点で夫婦ともに39歳以下 ※世帯所得400万円未満	補助率:10/10(上限30万円)	個人

図 政策企画課 政策推進班 ☎ 30-0205

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
ふるさとライフ住宅改修支援補助金	移住等を行うため、登録建物を購入または賃借、事業者建物を購入した方、またはその方が属する団体や企業の代表者に対し、建物の修繕・改修・家財撤去費用を助成 ※登録建物(「鹿角市宅地・建物データバンク」に登録されている建物)または事業者建物(市と協定を結んだ不動産業者が仲介する建物)に限る ※転入した日から6カ月以内に申請が必要 ※市内業者が施工、作業したものに限り	<登録建物賃借者> 補助率:修繕等費用の10/10(上限50万円) <事業者建物購入者> 補助率:修繕等費用および家財撤去費用の10/10(上限50万円) <登録建物購入者> 補助率:修繕等費用の10/10(上限100万円)	個人
ふるさとライフ引越し支援補助金	次の①～③の要件をすべて満たす方が移住する際に要した、引っ越し費用(引っ越し業者への支払費用、引っ越しのために要した交通費(レンタカーに限る)、不用品処分費、その他必要と認められる経費)の一部を助成 ①移住した方で現に市の住民基本台帳に住居登録されている方 ②秋田県ふるさと定住機構の登録(秋田県移住定住登録もしくはAターン登録)者または移住した年の翌年までに市内で新規就農(研修を含む)を目指す方 ③転勤等による転入でない方、公務員(正職員)でない方、生活保護受給世帯でない方 ※転入した日から1カ月以内に申請が必要	補助率:1/2(単身は上限5万円、世帯は上限9万円)	個人
移住者融資資金利子補給費補助金	移住して3年以内の方に対し、自家用車等の購入を目的とした移住者向けローン(市が提携する金融機関・秋田銀行「移住・定住サポートローン」)の利子分を助成 ※転勤等による転入でない方 ※同一世帯につき、1回に限る	補助率:10/10 対象期間:最大7年間	個人
ふるさとライフ移住しごと支援補助金	移住する直前10年間のうち、通算5年以上(直前の1年間は連続)、東京都23区に居住もしくは東京圏より東京都23区に通勤された方で、移住後、5年以上居住する意思があり、次の①～④のいずれかの要件を満たす方に対し、補助金を給付 ①県の就職マッチングサイトに掲載された交付金対象企業(求人)に就業された方 ②プロフェッショナル人材事業・先導的人材マッチング事業により就業された方 ③テレワークにより業務継続をされる方 ④本市が認める「関係人口」に該当する方 ※転入後、3カ月以上1年以内に申請が必要	補助額:単身60万円、世帯100万円(18歳未満の子ども1人につき30万円を加算)	個人
新奨学金返還助成補助金	秋田県奨学金返還助成の交付を受けている方に対し、返還する奨学金の一部を助成 ※市に5年以上定住する意思のある方で、市に住所を有し就労している方などが対象	①秋田県助成金(一般分)交付者 補助率:1/3(上限6万7千円) ※最大3年間 ②秋田県助成金(未来創造分・一般分)交付終了後、2年以内 補助率:10/10(上限20万円) ※②については、R4年度県助成交付決定を初めて受ける方に限る ※詳しくは、本紙4ページに掲載しています	個人

図 政策企画課 鹿角ライフ促進班 ☎ 30-0208

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
果樹産地基盤強化事業費補助金	無核大粒種ぶどうの栽培を始める農家に対し、育苗ハウス補強資材や生産経費の一部を助成	補助率:税抜き事業費の1/2以内(上限10万円)	個人・法人
果樹経営承継支援補助金	樹木付きの樹園地を売買や賃貸借により新たに承継する生産者に対し、承継に要する経費(生産にかかる経費を含む)を面積に応じて助成	面積(m ²) 1,000～2,000 新規取組者 10万円 増反取組者 5万円 2,001～3,000 20万円 10万円 3,001～4,000 30万円 15万円 4,001～5,000 40万円 20万円 5,001～ 50万円 25万円	個人・法人
花き周年栽培支援事業費補助金	シンテッポウユリや啓翁桜など花き全般の栽培面積拡大のため、新植・増反にかかる経費を助成	路地栽培:65,000円/10a 冬期加温施設栽培:35万円/10a	個人・法人
農業生産被害防止対策推進事業費補助金	野生鳥獣や風雨に起因する病害による農作物被害の防止および軽減のための対策として、電気柵や防風ネット等の設置経費の一部を助成	補助率:税抜き事業費の1/3(下限2万円、上限20万円、防風ネットは上限10万円)	個人・法人
淡雪こまち生産拡大対策事業補助金	「秋田県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき認定された特別栽培農作物の淡雪こまちな出荷数量に応じて助成	500円以内/60kg	個人・法人
かづの牛生産振興対策事業費補助金	かづの牛(日本短角種)の繁殖用雌牛の増頭を図る経費の一部を助成	①繁殖用雌牛購入 補助率:税抜き購入費用の1/2(1頭あたり上限10万円) ②繁殖用雌牛自家保留:1頭あたり5万円	個人・法人
水田転換主力作物づくり強化事業補助金	水田において、対象作物を作付・販売する認定農業者に対し、作付面積に応じて助成 ※10a以上の作付が条件	【基本助成】えだまめ1万円/10a 花き、ネギ2万円/10a 【団地加算助成】3品目すべて12,000円/10a	個人・法人
新農業者収入保険加入促進補助金	農業収入保険に加入する農業者に対し、保険料の掛け捨て部分の一部を助成	補助率:[1年目]1/2、[2年目]1/3、[3年目]1/4(上限5万円)	個人・法人

図 農業振興課 ブランド作物推進班 ☎ 30-0243

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
農業用施設維持管理支援事業	集落等に対し、良好な農村環境の形成や農業生産の向上を図るための農道・水路等の補修用資材(砕石、土のう、通水パイプ等)を支給 ※多面的機能支払交付金および中間地域等直接支払交付金事業の実施地区は対象外	1団体につき10万円以内	集落、水利組合等
多面的機能支払交付金	集落等に対し、農地や農業用水路等の維持管理、植栽による景観形成といった良好な農村環境の保全活動を支援 ※活動組織の設立、事業計画の認定が必要	<農地維持支払交付金>(草刈・敷砂利等) 10aあたり水田3千円、畑2千円 <資源向上支払交付金>(施設の軽微な補修等) 10aあたり水田2,400円、畑1,440円	集落等
遊休農地再生利用事業補助金	病害虫や鳥獣などによる農作物被害の発生要因となりえる、耕作放棄地解消にかかる費用の一部を助成 ※解消後地域で農地の保全を行う、もしくは、農地中間管理事業等の活用により、担い手等に農地を集積し、3年以上耕作する必要あり	補助率:事業費の1/2以内 上限額: ①再生利用活動(雑木伐採・抜根、草刈り等)5万円/10a ②農地保全活動(草刈り等)2万円/10a ③土地改良2万円/10a ④営農定着(導入作物の選定等)2万円/10a ※③・④は他メニューと併用可	担い手農家等

図 農地林務課 農地整備班 ☎ 30-0246

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
新規狩猟免許取得者確保対策事業費補助金	市内在住の20歳以上の方で、新たに第一種銃猟免許およびわな猟免許を取得する方に対し、取得費用(免許等申請手数料・講習受講料・講習受講にかかる交通費等)の一部を助成 ※免許取得後、鹿角市猟友会への入会が条件	①第一種銃猟免許:秋田県の補助制度による助成額(上限5万円)を差し引いた免許取得に係る助成対象費用 ②わな猟免許:免許取得に係る助成対象費用	個人
森林環境保全直接支援事業費補助金	国・県の補助金を利用して搬出間伐や皆伐後の新植を行う方に対し、市が上乗せして助成 ※作業を請け負った業者が林の所有者に代わって申請等を行う	補助率:国・県の補助率に市が7/100を加算	作業請負業者
林業担い手支援補助金	秋田林業大学校(林業トップランナー養成研修)の研修生で、研修終了後1年以内に市内に住所を有し、市内の林業事業体に常時雇用契約により就業し、1年以上林業に従事する意思のある方に対し、研修中の住宅の賃借料の一部を助成	補助率:1/2(上限月額3万円)	個人

図 農地林務課 森林経営管理班 ☎ 30-0264